



《会計・税務の知識》信託を活用した事業承継スキーム

「信託」とは読んで字の如し、「信じて託す」こと。自分にはあまり関係のないことだと思いの方も多いでしょうが、投資信託や財形信託、遺言信託等々・・・ちょっと周りを眺めてみると意外と多い信託モノ。

歴史をさかのぼれば古代エジプトや古代ヘブライの頃からすでに始まっていたとも言われるこの信託。平成19年には改正信託法が施行され、これにより会社経営者が頭を悩ます事業承継の場面でも活用可能な信託スキームが創設・明確化されました。そこで今回は信託を活用した事業承継・自社株承継スキームについてご紹介いたします。

1. 他益信託を利用したスキーム

自社株式の所有者である会社経営者(A)が、受益者を後継者の長男(B)、自社株式の議決権指図権者をAとして、信託銀行等の受託者に自社株式を信託するスキームです。

Aが議決権指図権を保持することで、引き続きAが現役経営者として経営権を維持することが可能です。また、今後自社株式の価値が上昇した場合も、自社株式の財産権である受益権はBに移転済なので、自社株承継の悩みは解決されることになります。

税務の考え方としての特徴は、経営支配のために重要な議決権指図権についての評価がゼロであるということです。当初の信託契約設定時にBがAから受益権を受け取ることになるので、信託契約設定時の財産移転コスト(Bの贈与税等負担)が検討課題となります。

2. 遺言代用信託を利用した自益信託スキーム

自社株式の所有者である会社経営者(A)が、受益者・議決権指図権者ともにAとしたうえで、Aが亡くなった場合には受益者を後継者の長男(B)と非後継者の次男(C)に、議決権指図権者をBにするといった内容で信託銀行等の受託者に自社株式を信託するスキームです。

生前は自らを受益者(自益信託)に、死亡後は特定の相続人を受益者に定めることから、遺言代用信託と呼ばれます。

Aが受益権・議決権指図権を保持することで、Aの生前は実質的にAが自社株式をそのまま保有し続ける場合と同じになります。一方で、Aが死亡した

場合には、相続開始と同時にB・Cが受益者となり経営の空白が生じなくなります。また、議決権指図権を後継者であるBに集中させることで安定的な経営基盤の形成に寄与することができ、他方で受益権をB・Cに配分することにより、遺留分へ配慮した財産承継を生前に図ることが可能となります。

3. 事業承継税制との関係

上記の2つのスキームは、中小企業庁の「信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会」が平成20年9月に公表した中間整理報告でも紹介されています。

ところで、事業承継スキームでいま話題といえば平成21年度税制改正で創設された「非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例」(以下、「納税猶予制度」)ですが、信託を活用した事業承継スキームにおいて納税猶予制度を併せて活用することは可能でしょうか？

答えはNoです。理由は、信託活用スキームにおいて会社経営者から後継者に移転されるのは株式ではなくて信託受益権であり、信託受益権は納税猶予制度の適用対象外だからです。

信託を活用した事業承継スキームを納税猶予制度の対象とすべきとの要望は従前より挙げられていたのですが、平成22年度税制改正にあたっては、当該要望は「平成23年度以降の検討課題」として先送りとされた経緯があります。

4. 終わりに

日頃お付き合いをしているお客様の中に、信託活用スキームを検討している後継者の方がいらっしゃるのですが、税制改正で先送りされた経緯を紹介したところ「国は中小企業のことをわかっていませんねえ」とお話していたのが印象的です。

ちなみに、社団法人信託協会が6月23日に発表した平成23年度税制改正要望には、信託を活用した事業承継スキームを納税猶予制度の対象とすべき旨が引き続き盛り込まれています。

中小企業の現場からの切実な要望の声、次こそはしっかりと届いてほしいものです。

(担当 : S. Takisaka)